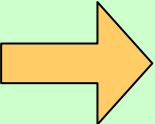


公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律について

背景

<平成19年 学校教育法の改正>

学校の運営体制の充実を図るため、主幹教諭等の新たな職を置くことができることとされた。
(平成20年4月1日施行)



主幹教諭の機能が十分に発揮されるには、学校の運営に係る業務に従事する時間を十分に確保する必要がある。

→ このため、主幹教諭の担当授業時数を軽減するために、新たに教員の配置が必要。

改正の概要

○学校の運営体制の整備のための加配措置

主幹教諭を置く小学校等で、その運営体制の整備について政令で定める特別の配慮を必要とする事情のあるものに対する加配措置を導入。
(加配措置の根拠規定を創設。)

【平成20年度予算における措置数】 1,000人

施行期日

平成20年4月1日